

令和7年度認証保育所保育料負担軽減助成金のご案内

東京都内の認証保育所に在園している児童の保護者を対象として、下記のとおり助成金を交付します。

1 助成金の交付対象者

次の全ての要件を満たしている方が対象となります。

- (1) 児童と保護者が、月の初日に墨田区に住民登録があること。
- (2) 月の初日に東京都認証保育所に在籍、かつ月48時間以上の月極契約をしていること。
- (3) 認証保育所に月極保育料を全納し、かつ認証保育所がそれを確認していること。
- (4) 他の認可保育施設、幼稚園、企業主導型保育施設に在籍していないこと。

※毎月の契約時間・保育料の納付状況等は、在籍する認証保育所へ、区が直接確認します。

2 助成金額

次の【A】と【B】の差額から、1人あたりの月額助成金額を算出します。

※1 1,000円未満の端数切り捨てです。差額が1,000円未満の場合は、助成金額は0円となります。

※2 助成上限額があります。

【A】認証保育所に支払っている月極保育料

- ・月の初日時点における月極保育料です。入園料、補食代、雑費は除きます。

【B】助成対象となる児童が、認可保育施設に在園した場合の月額保育料（標準時間保育料）

- ・認可保育施設の月額保育料は、4月～8月分は令和6年度、9月～3月分は令和7年度区市町村民税の額をもとに算出します。（裏面の別表をご参照ください。）
- ・認可保育施設保育料の減額・減免制度は適用しません。
- ・区市町村民税の額が確定していない、又は確認をとることができない場合の認可保育施設の月額保育料は、別表に定める月額保育料の最高額（D23階層）となります。

※区市町村民税の申告をしたかご不明の場合は、課税元区市町村の税務課等にご確認ください。

【助成上限額一覧】（令和7年4月1日以降）

0～2歳児 クラス	第1子	67,000円	3～5歳児 クラス	第1子（施設等利用給付認定なし）※	40,000円
		ただし、認可保育施設保育料との差額		第1子（施設等利用給付認定あり）※	67,000円
	第2子以降	67,000円		第2子以降	67,000円

※ 施設等利用給付認定について

下記①又は②に該当する場合に取得いただくものです。

- ① 3～5歳児クラスで、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する児童
- ② 0～2歳児クラスの住民税非課税世帯で、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する児童

①又は②に該当し、現在認定を受けていない場合は、「幼児教育・保育の無償化のご案内（申請書類含む）」をご確認の上、申請してください。ご案内は、園から受け取っていただくか、区役所・出張所等で配布しています。また、区公式ウェブサイトでも申請書類をダウンロードできます。

【墨田区役所トップページ → 子育て・教育 → 子育て応援サイト → 手当・助成・支援 → 幼児教育・保育の無償化について → 【ガイドブック】幼児教育・保育の無償化に関するご案内】

（↓QRコード）



（裏面に続きます）

3 助成金の交付

申請者の指定する口座に「助成対象月（在籍月数分）の助成金」を振り込みます。
交付決定通知は初回の交付予定時期の前に、交付額決定通知は各交付予定時期の前にお送りします。
助成金額が〇円であった場合は、通知の送付はありません。

助成対象月	4月分～6月分	7月分～9月分	10月分～12月分	1月分～3月分
交付予定時期	8月下旬	11月下旬	2月下旬	5月下旬

※申請書の提出の遅れ等がありますと、上記交付予定時期を過ぎての振り込みとなる場合があります。
また、年度末（令和8年3月31日）を過ぎての申請はできません。

■別表：認可保育施設保育料徴収基準額表 <令和7年度>

階層	区民税等の条件 ※世帯(原則父と母)の合計	保育料(月額)			
		0～2歳児		3～5歳児	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護世帯・里親世帯等	0	0	0	0
B	区民税非課税(ひとり親世帯)	0	0	0	0
	区民税非課税(その他の世帯)	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ	3,700	0	0	0
D1	区民税所得割 5,000 円未満	4,000	0	0	0
D2	5,000～10,000 円未満	4,800	0	0	0
D3	10,000～23,200 円未満	9,400	0	0	0
D4	23,200～36,400 円未満	11,400	0	0	0
D5	36,400～48,600 円未満	12,700	0	0	0
D6	48,600～72,800 円未満	19,900	0	0	0
D7	72,800～97,000 円未満	24,300	0	0	0
D8	97,000～115,000 円未満	27,700	0	0	0
D9	115,000～133,000 円未満	30,200	0	0	0
D10	133,000～151,000 円未満	32,500	0	0	0
D11	151,000～169,000 円未満	34,900	0	0	0
D12	169,000～185,500 円未満	37,900	0	0	0
D13	185,500～202,000 円未満	40,000	0	0	0
D14	202,000～218,500 円未満	41,800	0	0	0
D15	218,500～235,000 円未満	43,900	0	0	0
D16	235,000～251,500 円未満	46,600	0	0	0
D17	251,500～268,000 円未満	48,400	0	0	0
D18	268,000～284,500 円未満	50,000	0	0	0
D19	284,500～301,000 円未満	51,800	0	0	0
D20	301,000～349,000 円未満	56,800	0	0	0
D21	349,000～397,000 円未満	63,400	0	0	0
D22	397,000～443,600 円未満	69,200	0	0	0
D23	443,600 円以上	73,800	0	0	0

- ・各年齢は、クラス年齢です。
- ・4～8 月分の保育料は令和6年度区市町村民税、9～3 月分の保育料は令和7年度区市町村民税をもとに計算されます。
- ・区市町村民税を計算するとき、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等の規定は適用されません。
- ・父母以外の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、家計の主宰者の課税額も含めて階層判定を行います。